

議 事 録

会議の名称	令和3年度登米市農業委員会第4回総会
開催日時	令和3年7月26日（月） 午後1時30分 開会 午後3時17分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者の氏名	<p>1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光 4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳 7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 阿 鈴 木 巖 10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男 13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 五 十 嵐 幸 喜 16番 尾 張 勝 17番 芳 村 忠 市 18番 三 塚 芳 毅 19番 芳 賀 秀 二 20番 小 野 寺 義 幸 21番 佐 藤 久 順 22番 上 野 栄 公 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範</p> <p>（<input type="checkbox"/>は欠席委員、<input type="checkbox"/>は遅参委員、<input type="checkbox"/>は早退委員）</p>
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐藤 達也、局長補佐 小泉 一誠 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主幹 北浦 成仁、主査 石川 巖穂、 主事 安保 智 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>
議 題	<p>報告第14号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第15号 使用貸借権の合意解約について 報告第16号 農地の現状変更届出について 報告第17号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 報告第18号 農地法第5条の規定による許可書の返納について 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第26号 非農地証明願について 議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第28号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について 議案第29号 空き家に付属した農地指定解除について</p>
会議結果	議案第23号 申請のとおり許可することに決定した。

会議結果	<p>議案第 24 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 25 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 26 号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第 27 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 28 号 異議なしとの意見を市長に提出することに決定した。</p> <p>議案第 29 号 原案のとおり決定した。</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<p>令和 3 年度登米市農業委員会第 4 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 資料 1 登米農業振興地域整備計画変更計画書（変更理由書） ・ 諸般の報告
発言者	議題・発言・結果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、2 番 佐々木まき子 委員、3 番 櫻井 利光 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第 4、議案第 28 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局並びに産業経済部から説明を求めます。</p> <p>はじめに、事務局から説明願います。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>

議長	<p>次に、産業経済部から説明願います。</p> <p>《産業経済部説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 先に、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
議長	<p>21番 佐藤 久順 委員。</p>
21番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和3年7月20日、午後1時15分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>はじめに、用途変更ですが、進行番号1番、5番、6番については、事務局説明のとおりです。</p> <p>この申請は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。</p> <p>しかし、進行番号1番、5番については、既に事業着手、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。</p> <p>併せて、進行番号1番、5番については、農地の一部を用途変更、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導することを付すべきと思われます。</p> <p>次に除外ですが、進行番号7番、15番については、事務局説明のとおりです。これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。</p> <p>また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。</p> <p>しかし、進行番号15番については、農地の一部を用途変更、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導することを付すべきと思われます。</p>

以上のとおり報告します。

令和3年7月26日

現地調査委員 6番 阿部 晃徳 委員
22番 上野 栄公 委員
21番 佐藤 久順 委員

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

15番 五十嵐 幸喜 委員。

議長

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和3年7月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

議長

15番委員

はじめに、用途変更ですが、進行番号2番から4番については、事務局説明のとおりです。

この申請は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号2番については、一部既に事業着手、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。

併せて、進行番号2番については、農地の一部を用途変更、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導することを付すべきと思われます。

次に除外ですが、進行番号8番から14番については、事務局説明のとおりです。

これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。

また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号8番、13番については、一部既に事業着手、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。

以上のとおり報告します。

令和3年7月26日

現地調査委員 4番 菅原 浩之 委員
5番 田島 幹雄 委員
15番 五十嵐 幸喜 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。

議長

これで、質疑を終わります。

議長

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。よって、議案第28号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は、異議なしとの意見を市長に提出することに決定しました。

議長

ここで、職員の入替のため、暫時休憩いたします。

《 休 憩 》

議長

再開いたします。

議長

日程第5、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。

議長

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長

説明が終わりました。

これで、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。

議長	<p>日程第6、報告第15号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第15号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第16号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第16号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、報告第17号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第17号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第9、報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の返納について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の返納について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第10、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
議長	<p>進行番号7番が、19番 芳賀 秀二 委員 に関する案件ですので「農業委</p>

	<p>員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p> <p>議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p> <p>議長 はじめに、「委員に関する案件」、進行番号7番についての審議に入ります。</p> <p>議長 本案件は 19番 芳賀 秀二 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《退場を確認》</p> <p>議長 それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号7番については、調査結果6となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、借受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、借受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は貸人の所農地であり転貸にはあたりません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 説明が終わりました。</p> <p>これより進行番号7番について質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
--	---

《質疑なしの声を確認》

議長

質疑なしと認めます。

議長

これで質疑を終わります。

議長

これから議案第 23 号の進行番号 7 番について採決します。
お諮りします。
本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の進行番号 7 番については、申請のとおり許可することに決定しました。

議長

19 番 芳賀 秀二 委員の入場を許可します。

《着席を確認》

議長

次に、議案第 23 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。

議長

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。

進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。

法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は 1 筆以外全て耕作されており、その 1 筆については所定の手続きを行う予定です。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。

第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。

第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。

第 6 号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。

進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

	<p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思 います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認して いただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。 なお、進行番号4番については、私が担当委員になっており、支障ありません。</p>
議長	<p>進行番号2番について、18番 三塚 芳毅 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号5番について、13番 鈴木 泰子 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号6番について、19番 芳賀 秀二 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号8番について、5番 田島 幹雄 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号9番について、15番 五十嵐 幸喜 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号10番について、12番 阿部 静男 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行いま す。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>

議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 23 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の「委員に関する以外の案件」については、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 11、議案第 24 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 12、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p> <p>農地法第 4 条の進行番号 1 番については、取り下げとなります。</p> <p>本議案に係る申請は、第 4 条申請が 1 件、第 5 条申請が 20 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われま。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に、第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
議長	<p>21 番 佐藤 久順 委員</p>
21 番委員	<p>農地法第 5 条の進行番号 1 番、2 番については、別紙議案説明資料 7 ページから 12 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地であります。が、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p>

進行番号3、4番については、別紙議案説明資料13ページから18ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貸資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番、8番、15番については、別紙議案説明資料19ページから21ページ、28ページ30ページ、49ページから51ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場及び通路を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号10番については、別紙議案説明資料34ページから36ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に倉庫及び農機具車庫を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号11番については、別紙議案説明資料37ページから39ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に大型トラック用駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号12番については、別紙議案説明資料40ページから42ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に通路を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号13番については、別紙議案説明資料43ページから45ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号14番については、別紙議案説明資料46ページから48ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に農機具格納庫兼農業資材置場を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和3年7月26日

	<p style="text-align: right;">現地調査委員 6番 阿部 晃徳 委員 22番 上野 栄公 委員 21番 佐藤 久順 委員</p>
議長	次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	15番、五十嵐 幸喜 委員
15番委員	<p>農地法第4条の進行番号2番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、妥当との意見で一致しました。</p> <p>農地法第5条の進行番号16番については、別紙議案説明資料52ページから54ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号17番については、別紙議案説明資料55ページから57ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅と倉庫を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号18番、19番については、別紙議案説明資料58ページから63ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号20番については、別紙議案説明資料64ページから66ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に通路を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見</p>

受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のおり報告します。

令和3年7月26日

現地調査委員 4番 菅原 浩之 委員

5番 田島 幹雄 委員

15番 五十嵐 幸喜 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより、議案第24号、議案第25号について、一括して質疑を行います。
質疑はございませんか。

22番委員

5条の進行番号5番なんですけど、私、現地調査委員で質問というのもおかしいのですが、確認という意味でお聞きしたいのですが、太陽光ですけれども、おおよそ2ヘクタールの面積がございます。各自治体でそれぞれ面積とか色んなガイドラインがあると思うのですが、農地と山林が併用して、合わさった場合、どれくらいの面積まで許可できるのか知りたいと思います。

面積が面積ですので、地域の住民の皆さんにきちんと説明しているのか。

それから、太陽光の下に貯水池を2つ作るということなんですけれども、本当にその隣が、隣と申しますか、長沼と接している地であります。その長沼の漁協の皆さんに、濁った水ですよ、多分流れ出るとすれば、そういうのをきちんと説明しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

先日、皆さんご存じのとおり、熱海で大変な事故がございました。あれをよくよく見ますと、土を盛った業者も悪いんでしょうけれども、あの周りに太陽光がぐるっとあるんですよ。もう保水がほとんどされていない。その状態であそこに水がちょうど溜まった状態で一気に流れ出たのではないかという風なことも言われております。今回の2ヘクタールの下に2軒、ほんとのとなりに民家がございます。その民家の方たちにきちんと承諾を得てやるのかどうか。もしものことがあると、農業委員会で何許可したんだ、みたいなことになると大変なことになるので。

併せて、若干、話がそれますけれども、私の友人の牛舎が太陽光を作った途端に、毎回、大雨の度に牛舎に水が入る、雨水が入る。そういう事例もございます。

よほど慎重にしていかないと、農業委員会で簡単に許可したのかと言われることが懸念されると思います。

議長

ちょっと休憩します。

《 休 憩 》

議長

それでは、再開します。

事務局	<p>事務局、説明をお願いします。</p> <p>22 番委員の質問に対して回答させていただきます。</p> <p>はじめに、面積が大きい場合についてですが、現状、登米市では 1,000 m²以上の時には開発協議を申請することになっております。ですので、今回、面積的に 1,000 m²以上なので、開発協議を住宅都市整備課のほうに提出しております。</p> <p>ただし、その面積が大規模になった場合、特段、別個の申請などというのは、現状では無い、という形になっております。</p> <p>次に、長沼への放流に関してです。</p> <p>こちらに関しましては、業者が長沼協同組合のほうに確認しており、長沼協同組合さんの回答としましては、登米市が放流に同意するのであれば、長沼協同組合も同意するという回答を得ています。</p> <p>そのことに関しましては、業者としては開発事前審査、開発協議のほうを登米市に提出しております。その開発協議の同意を得て、登米市のほうで同意とした場合、長沼協同組合に回答して、長沼協同組合のほうでは登米市の同意があれば了解するということになっているので、登米市の回答をもって同意ということになっております。</p> <p>次に、説明会に関しましては、確か昨年度に地区の方に回覧かチラシか何かだと思っておりますが、地区の方々に業者のほうで、太陽光の開発をするという周知の回覧をしているそうです。それを基に住宅都市整備課のほうには、転用予定の山の内地区の区長さんから、地区の総意ということの書面の提出をしていただいております、それをもって地元の同意ということになっております。</p> <p>以上となります。</p>
議長	<p>22 番委員さん、今の説明なんですが。</p>
22 番委員	<p>私個人的には良いとも何とも言えませんが。回覧で、ただこの 21 ページにある地図を添付しただけの回覧で、普通の方が見て分かるでしょうか、普通の方が。我々が見てもどういう形状かとか、まったくこの現状が見えづらい。その場所に行ってみれば、山のとっぺんに開田があって、左側のパネルのところは山林になっていて、結構急斜面です。その急斜面の下に 2 軒、民家があります。その民家の人たちも、ちゃんとそれを把握して、もう分かっていますよ、いいんですよ、というのなら別にそれは構わないんですけど。</p> <p>先ほどおっしゃった登米市の 1,000 m²以上というガイドラインしか無いっていうのも、しっかりとやっぱり見直さないと。これからどんどん経産省でも農地の 440 万ヘクタールの 5%を太陽光にしますよ、と打ち出しました。もうこれからどんどん太陽光が出てくることになるんですから、登米市のガイドラインだけでもきちんと作っていただかないと。</p> <p>それから、ついぞと言っては何ですが、農水省で営農型の太陽光を規制緩和しますというようなことで言うておりますけど、返答は要りません、いずれ規制緩和がどこまでどのようにどういう風になるか、もし詳細が分かったら次回の総会</p>

<p>議長</p>	<p>の時にでも構わないですから教えていただきたいな、と。農業委員として、ある程度知識を持っておかないといけないのかな、と。そういう風をお願いしたなと思います。私からは以上です。</p> <p>質問のほう、よろしいですか。</p> <p>関連ですけれども、例えここで認められたとしても、県で色々質問が出る可能性があります。今、委員さんが心配したようにですね。今は突然の大雨で流されたとかありますから、非常にこういうことに関してはピリピリした会議の状況でもありますので、そういった意味においても再度、状況を調査することも必要だと思いますので、その辺のところ、事務局もうちょっと調べてください。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、質問ございませんか。</p>
<p>23 番委員</p>	<p>関連してなんですけれども、一番安全面が心配されると思うんです。今、22番委員さんもおっしゃられたとおり、この図面では安全面やら環境にどの程度影響するのか、その辺が全然分からないということで。</p> <p>余談になりますけれども、今年、去年あたりから新聞等でも安全面に対しては十分配慮するよというということで、色んなところでそういうことが報じられてきています。その辺を踏まえて、登米市としても一つのラインをある程度決めておかないと、今後益々、多分、エネルギー問題、太陽光発電等が出てくると思います。</p> <p>その辺を踏まえて、皆さんの意見を踏まえながら、ある程度のガイドラインを作ってみてはどうかと思います。私からは以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>産業経済部の担当のほうにもその辺のところは私からも申し上げたいと思います。先ほど申し上げたとおり、環境に関してははっきりその辺の配慮したやり方でやっていただけるように私のほうからも申し上げておきますので。</p> <p>私もこういった立場にいながら、県の会議を見てると本当、心配なんです。大雨が降ったとき大丈夫なのか。私も県の会議にも委員として入っておりますから、そういう会議の時に申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ございませんか。</p>
<p>11 番委員</p>	<p>ただ今、太陽光発電について質問がありましたが、私も過般、東和のほうでバイオマス発電をするということで情報を得たわけでございますが、その折に、経済産業省から計画を承認されているというような文面を目にしております。経済産業省なるものが、何を基準にして、何を見て計画を承認するのか、非常に甚だ疑問に思っている訳でございます。現地での了解もなし、環境アセスもなし、ただ図面を書いて出せば経済産業省で事業承認するのか。あと、危惧されるのが、</p>

	<p>地元業者が、自分の土地というか、地上げをしながら事業を強行するという事も考えられる訳です。地元の反対があっても、何だっという感じで、強行される恐れもあるので、国の機関である経済産業省が、何を見てこういった計画を承認しているのか、もしその辺が調査できるのであれば、お示し願いたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>11番委員の質問というか意見といいますか、ひとつ伺いたいのは、バイオ発電と言われましたけれども、何か木材を利用したものでしょうか。</p>
11番委員	<p>東和のバイオマス発電は、ゴミを、食物残渣を集めてきて、メタンガスを発酵させてそれを燃料に使うみたいな話なんですけれども。その計画も経済産業省から承認を得たというような表示があるわけです。設置する場所についても承認を得たと。何か経済産業省というのは、いい加減な団体なのかなという感じがしますますので・・・。</p>
議長	<p>ちょっと調べさせてもらいます。</p>
11番委員	<p>はい。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>今、11番委員からお話があった件につきましては、多分、新聞報道等で、河北新報等に載っていた米谷の多分、山林か何かのバイオマス発電だと思います。これにつきましては、今、建設部のほうで対応していることになっております。新聞報道にもありましたとおり、市長が、もし色んな害を及ぼすようなものであれば同意はしない、というような記事も載ってございました。さらには、建設部のほう、議会においても産業建設常任委員会におきまして、現地調査を含めまして調査を行っているというような情報を聞いてございます。建設部において、バイオマス発電の関係につきましては、当然、住民・地域の同意等も必要になってくるとは思いますけれども、今、対応をしているというところでございます。私が今聞いている情報では、このような状況になっておりますので、よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>ただ今の次長の話に一言だけ補足をさせていただきたいと思っております。ただ今、11番委員さんがおっしゃいましたバイオマスの関係につきまして、議会等々で色々問題になっているというようなこともございまして、ただ今、市のほうでしっかりしたガイドラインを作るというような動きになってきてございます。バイオマスに限らず、太陽光などについてもそのガイドラインに含まれてくるのかなというふうに私としては今、考えているところでございます。以上でございます。</p>
11番委員	<p>ただ今の答弁、非常に心強く聞いておりました。</p> <p>ただ私が不思議なのは、経済産業省なる団体が、何で軽々にそういったものを承認するのか、と。現地での承認もなしに、承諾もなしに、書類を出せば経済産</p>

	<p>業省から承諾をいただきましたという、そのやり方について理解できないんです。というのは、国に申請しても、ああだこうだと全然なかなか一般から支持も取らないで、図面一枚出せば、はい了解、という経済産業省のあり方について、そういう風に疑問を持っているところです。以上です。</p>
議長	<p>それでは、これまでの様々な経緯を踏まえて、文章化して、こちらでまとめて、次回の会議の時にでも提出させていただくということでしょうか。</p>
11 番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>その他にないですか。よろしいですか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 24 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 24 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第 25 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 13、議案第 26 号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>

議長	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われま す。以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事 務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p>
議長	<p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第26号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第26号「非農地証明願について」は願出のとおり証明すること に決定しました。</p>
議長	<p>日程第14、議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>本案件については、所有権移転が6件、利用権設定が7件、一括方式が3件と なっております。</p>
議長	<p>一括方式の進行番号1番と2番が 20番 小野寺 義幸 委員に関する案件 ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。</p>
議長	<p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委 員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異 議ございませんか。</p>
議長	<p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、一括方式の進行番号 1 番、2 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 20 番 小野寺 義幸 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p>
議長	<p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしのを確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 27 号の一括方式の進行番号 1 番、2 番を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の一括方式の進行番号 1 番、2 番は原案のとおり決定しました。</p> <p>20 番 小野寺 義幸 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>

議長	次に、議案第 27 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 27 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 15、議案第 29 号「空き家に付属した農地指定解除について」を議題と</p> <p>します。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより議案第 29 号について、質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>

議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 29 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 29 号「空き家に付属した農地指定解除について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の日程は、すべて終了しました。 これで、令和 3 年度第 4 回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 3 年 7 月 26 日

議 長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 2 番 佐々木 まき子

議事録署名人 3 番 櫻井 利光